

自己創設無形資産会計に係る当初の会計処理 —IASB 審議提案と AASB 討議資料第 138 号に焦点を当てて—

島 永 和 幸

神戸学院大学

要 旨

本稿の目的は、2007年に国際会計基準審議会（IASB）から公表されたIASB審議提案と2008年にオーストラリア会計基準審議会（AASB）から公表されたAASB討議資料第138号を手掛かりとして、自己創設無形資産に係る当初の会計処理（認識、測定、表示/開示）のあり方について論究することにある。以下の3点が本稿で明らかにした点である。

- (1) Wyatt and Abernethy (2003) の議論から、企業の生産関数において第2次無形投入で生じる中間産出は、自己創設無形資産としての特徴を有することを明らかにした。かかる議論を踏まえて、自己創設無形資産に係る会計問題に対処するアプローチとして、大きく認識アプローチ、開示の拡充化によって対処するアプローチ、および開示の拡充化を先行した後、認識アプローチに移行する2段階アプローチの3つがある点も明らかにした。
- (2) IASB 審議提案では、資源上の制約がクリアされれば、自己創設無形資産に係る当初の会計処理を含む「無形資産プロジェクト（のれんを除く）」をIASB審議事項に追加すべきではないかという認識が示されていたことを明らかにした。
- (3) AASB 討議資料第138号に依拠して、自己創設無形資産に係る当初の会計処理は、資産の認識から測定、表示/開示に至るまで、「仮定の企業結合に基づく技法」による認識アプローチの立場から、理論的に体系化できることを明らかにした。とくに、原価モデルよりも評価モデル（公正価値測定モデル）が選好されている点も明らかにした。

I. はじめに

本稿の目的は、2007年に国際会計基準審議会（IASB）から公表されたIASB審議提案と2008年にオーストラリア会計基準審議会（AASB）から公表されたAASB討議資料第138号を手掛かりとして、自己創設無形資産に係る当初の会計処理（認識、測定、表示/開示）のあり方について論究することにある。

自己創設無形資産は、企業活動において必要不可欠な役割を果たすだけでなく、企業の持続的競争優位の源泉をなすものである。第三者からの個別取得や企業結合に基づく無形資産の取得は、無形資産の発生形態としてはむしろ稀な形態であり、多くの場合、企業内部での自己創設という発生形態によって生み出されるものと考えられる。したがって、自己創設無形資産の会計処理は、無形資産会計において最もコアな部分をなすものである。しかしながら、現行の会計実務では、ほとんどの自己創設無形資産は認識されておらず、投資者と経営者との情報格差はますます広がるばかりである。¹⁾

こうした中、IASBセッションで提示された審議提案「無形資産（のれんを除く）」やAASB討議資料第138号「自己創設無形資産に係る当初の会計処理」は、将来の無形資産プロジェクトについて貴重な示唆に富むものである。²⁾ 国際会計基準のコンバージェンス/アドプションが叫ばれる中、IASBの動

向いかんによっては、わが国における自己創設無形資産会計のゆくえにも大きく影響するものと考えられる。³⁾

本稿の課題は、次の3点である。

- (1) 企業の生産関数における自己創設無形資産の特徴点を明かにし、それを踏まえて、自己創設無形資産の会計問題に対処するアプローチとして、どのようなアプローチが考えられるのかを明らかにする。
- (2) IASB審議提案の概要とその特徴を明らかにし、無形資産プロジェクトにおいて自己創設無形資産会計をどのように展開しようとしているのかについて明らかにする。
- (3) AASB 138を手掛かりとして、自己創設無形資産に係る当初の会計処理は、どのように理論的に体系化できるのかを明らかにする。

II. 生産関数における自己創設無形資産の特徴と3つの会計アプローチ

2.1 生産関数における自己創設無形資産の特徴

Wyatt and Abernethy (2003, 9)によれば、自己創設無形資産は企業で生み出される識別可能な無形資産とその価値源泉に容易に帰属させることのできない内部のれんから構成される。

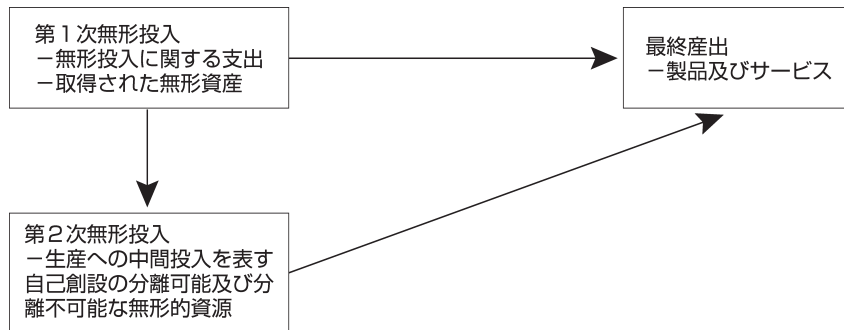
国際会計基準第38号「無形資産」(IAS38 par. 48)では、自己創設のれんは資産とし

¹⁾ 伊藤 (2009, 36) は、日本企業の特徴として、M & A よりもむしろ「自社で独自に競争優位の源泉を磨き、それを財務業績の向上に結び付けるアプローチを志向する傾向」があることから、「会計基準上でオンバランス化が認められない自己創設無形資産への依存度が潜在的に高くなっている可能性がある」と指摘している。

²⁾ Upton (2001) や Jenkins and Upton (2001) も参照されたい。

³⁾ 伊藤 (2008) も併せて参照されたい。

〔図表 1〕 企業の生産関数—無形投入と最終産出



(出典：Wyatt and Abernethy 2003, 11, Figure 2 を筆者が引用したものである。)

での認識が禁じられる一方で、自己創設無形資産は資産認識の要件の判定において困難な場合があると指摘されている。さらに、IAS38 (pars. 54 and 57) では、資産の創出過程を研究局面と開発局面に分けて、研究局面から生じた無形資産の認識は禁止する一方、開発局面から生じた無形資産の認識は一定の条件をクリアすることを求めている。

これに対して、Wyatt and Abernethy (2003, 11) は、第1次無形投入と第2次無形投入で異なる会計処理が行われることに対して、次のように批判する⁴⁾。ここで、無形投入は、第1次無形投入と第2次無形投入に分類されるが、特許権などの自己創設無形資産は、第2次無形投入（第1次投入の利用により企業で創出された中間産出）に分類される (Wyatt and Abernethy 2003, 10-11；古賀

2010, 13)。

「既存の会計規制の下では、第1次無形投入や第2次無形投入がどのように取り扱われるのかを判別するのは、取得の方法である。企業によって生み出された第2次投入としての無形資産は、たいてい認識されない。」 (Wyatt and Abernethy 2003, 11-12)。

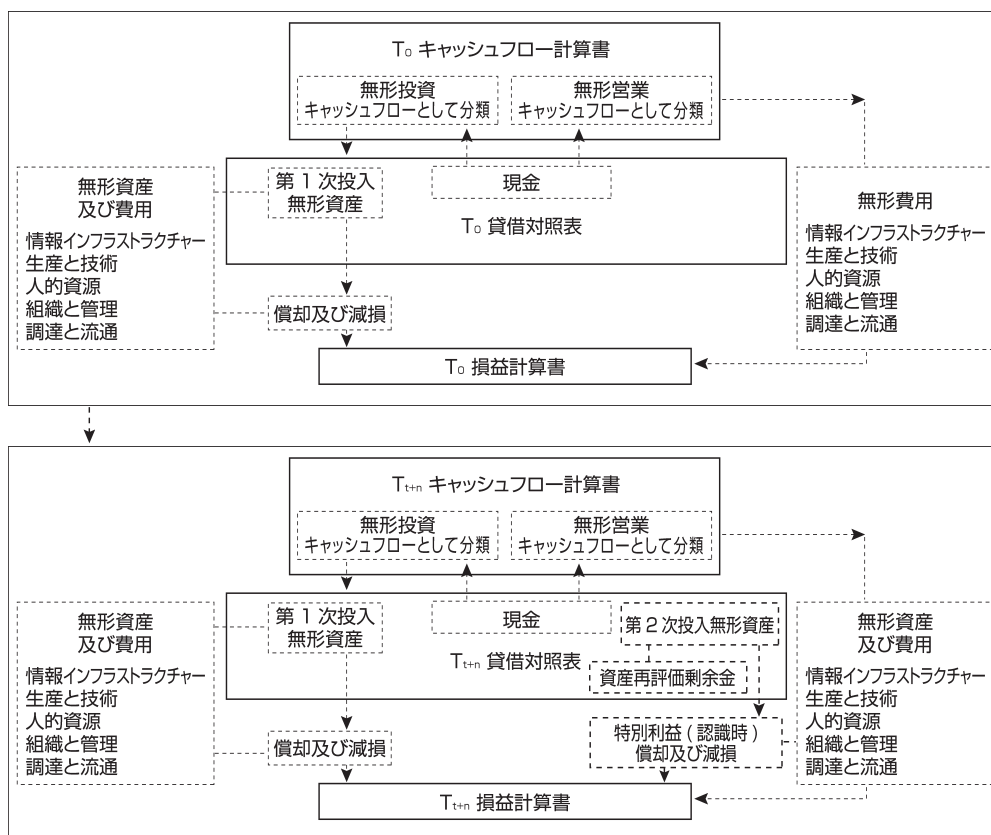
かかる批判は、第2次無形投入（自己創設無形資産）の現行規定における取扱いに対して、疑問を提示するものである。かかる疑問を踏まえて、Wyatt and Abernethy (2003) や古賀 (2010) は、自己創設無形資産について、企業の生産関数を用いて無形投入と最終産出との関係から次のような考察を行っている⁶⁾。まず、無形資産に配分された資源は、企業の生産関数へ

⁴⁾ 古賀 (2010, 10) は、『取得されたものか、自己創設されたものか』という発生源による無形資産認識の非対称性を指摘している。

⁵⁾ 第1次無形投入は、取得された無形資産の原価や、宣伝広告、教育訓練、及び R & D といった活動に係る支出をなす (Wyatt and Abernethy 2003, 10-11；古賀 2010, 13)。

⁶⁾ 古賀 (2010) では、Wyatt and Abernethy (2003) の議論に依拠しながら、無形資産のインプットとアウトプットの関係、インプットとしての無形資産、無形資産の認識可能性の判定規準として財産権アプローチを援用することができること、及び無形資産の認識可能性などについて指摘されている (古賀 2010, 10-15；古賀 2007, 10-11；古賀 2008 b, 56)。

[図表 2] 自己創設無形資産を認識した場合の財務諸表への影響



(出典：Wyatt and Abernethy 2003, 2, Figure 4 を筆者が加筆・修正の上、引用したものである。)

の投入要素の1つとして見なされる (Wyatt and Abernethy 2003, 10; 古賀 2010, 13)。企業の生産関数は、「 $y=f(x:t)$ (y : 産出 (製品やサービス), x : 投入のベクトル, t : 外因性技術ステージを表すベクトル)」と定義されており、 x ベクトルには無形投入を含むすべての形態の投入支出が含まれるとされる (Wyatt and Abernethy 2003, 10; 古賀 2010, 13)。

つぎに、会計的には、Wyatt and Abernethy (2003, 16) は、第1次無形支出を取

得原価で測定するとともに、取得された無形資産を交換価額で測定し、第2次無形投入 (自己創設無形資産) を公正価値で測定することを提案しており、無形支出が費用であるか資産であるかを判別するために財産権テストを用いることが提案されている (古賀 2010, 13)。

以上の議論を踏まえて、Wyatt and Abernethy (2003) は、 T_0 期と T_{t+n} 期において自己創設無形資産の認識が財務諸表に及ぼす影響を【図表 2】のとおり要約している。こ

⁷⁾ 財産権アプローチについて、古賀 (2005, 119-121) は、ブランドの議論に適用し、古賀 (2010, 10-15) は無形資産の議論に適用しているので参照されたい。

の図表から、自己創設無形資産は貸借対照表で認識されるとともに、当期純利益（または包括利益）に影響を及ぼすことが明らかにされている。そこで、ここでの企業の生産関数の議論を踏まえて、自己創設無形資産を会計的に取り扱うアプローチとして、どのようなアプローチが考えられるのかを次に考察することにした。

2.2 自己創設無形資産会計における3つの会計アプローチ

Jenkins and Upton (2001) や古賀 (2010) らの先行研究によれば、自己創設無形資産に係る会計問題に対処するにあたって、基本的には、次の3つの会計的アプローチが考えられる (Jenkins and Upton 2001, 8-10; AASB 2008, pars. 242-259; 古賀 2010, 11; IASB 2007⁸⁾)。すなわち、①認識アプローチ、②開示の拡充化によって対処するアプローチ及び③開示の拡充化を先行した後、認識アプローチに移行する2段階アプローチである。

前記①は、自己創設無形資産を資産として財務諸表で認識することを指向するアプローチであるのに対し、前記②は、認識アプローチよりも、むしろ開示の拡充化によってかかる問題を解決しようとするアプローチをいう⁹⁾。前記③は、認識アプローチを採用するまでの間、暫定的に開示の拡充化を先行するアプローチをいう。

まず、前記①のアプローチを支持するものとして、Upton (2001) や Jenkins and

Upton (2001) がある。たとえば、Upton (2001, 70 and 107) は、「第三者から購入された無形資産とそれと同一の内部で生み出された資産とで異なる認識ルールを適用することについて、資産の定義上、概念的根拠はない。」と主張する。これは、ある買入無形資産が認識されるのであれば、この無形資産と同一の自己創設無形資産は同じ認識ルールに基づいて会計処理される必要性があることを示唆するものである¹⁰⁾。

Upton (2001, 3) も、「会計基準設定団体は、自己創設無形資産の認識基準及び測定基準を設定しなければならない」と指摘しており、自己創設無形資産会計の改善を求めている。

これに対して、前記②のアプローチを支持するものに、FASB (2001a) や、AICPA (1994), Blair and Wallman (2001) がある。次の引用文から明らかなように、FASB (2001a) は、比較可能性の観点から、認識されていない無形資産の開示に一定の効果があることを指摘している。

「無形資産は、一般に、それ自体または企業結合の一部として取得される場合に財務諸表で認識される。しかしながら、もしそうではなく内部で創設される場合には、それと同一の無形資産は、一般に認識されない。それゆえ、内部でかなりの無形資産を創り出した企業の財務諸表と、無形資産の大部分を購入した別の企業の財務諸表とを比較することは困難である。かかる比較を行う際、労力を厭わない投資家にとって開示は役立つもの

⁸⁾ 古賀 (2010, 11) は、無形資産会計の限界に対処する方策として、「無形資産の認識の拡張を図る方向 (認識拡張アプローチ) と、ビジネス・レポーティングの拡大を図る方向 (「レポーティング拡張アプローチ」) の2つを指摘している。

⁹⁾ ブランド資産の認識問題については、Tollington (2002) を参照されたい。

¹⁰⁾ Jenkins and Upton (2001) も併せて参照されたい。

であるが、定量的な開示は現時点で、認識された無形資産のみ求められている。…（中略）…。認識されていない無形資産についての開示は、潜在的に、投資者にとってより完全な比較を可能にするであろう。」（FASB 2001a, 2）。

また、AICPA（1994, 83；八田・橋本共訳 2002, 175）では、利用者は、無形資産の認識を拡大することに反対しつつも、無形資産の重要性や競争優位の創出源泉であるかもしれないとの認識から、「有償取得の無形資産及び自己創設の無形資産の双方の実態、源泉及び存続期間に関する開示が改善されることを歓迎するであろう」と述べ、開示を推奨している。さらに、Blair and Wallman（2001, 46；広瀬他訳 2002, 112）では、投資者は、自己創設インタンジブルズの価値に関する情報を望んでいるものの、「こうした情報が企業の通常の財務諸表に取り込まれるか、それとも脚注あるいは経営者による経営状況の解説と分析、あるいは他の補足開示資料等の形式で示されるかは関係がない。…（中略）…。タスク・フォースの多くのメンバーは、研究開発あるいは他のインタンジブルズの資産計上は、本来必要な、より充実した開示に代わってしかたなく行われる代替的措置である」と主張し、認識アプローチ¹¹⁾に対してネガティブなスタンスを示している。

他方、前記③のアプローチを支持するもの

に、Lev（2001）がある。Lev（2001, 123；広瀬・桜井監訳 2002, 141）は、「よく定義され構造化された自発的な報告システム—バリュー・チェーン・スコアボード—から開始して、その後に会計システムの変革を追随させる」と述べ、まず開示アプローチを実施した上で、認識アプローチを実施することを支持している¹²⁾。

このように、自己創設無形資産の会計問題に対処するアプローチとして、認識アプローチ、開示の拡充化によって対処するアプローチ、及び開示の拡充化を先行した後、認識アプローチに移行する2段階アプローチの3つを指摘することができた。このうち、先に述べた Wyatt and Abernethy（2003）の議論は、認識アプローチに分類することができるであろう。

次節以降では、これまでの議論を踏まえて、自己創設無形資産会計に係る最近のIASBやAASBでの議論に焦点を当ててみたい。

III. 自己創設無形資産の会計処理を巡る議論—IASB 審議提案に焦点を当てて

IASBは、無形資産プロジェクトをIASBの審議事項（active agenda）に加えるか否かを決定するために、2007年1月と同年12月の2度にわたって「無形資産プロジェクト

¹¹⁾ Upton（2001, 15）でも、Blair and Wallman（2001, 46；広瀬他訳 2002, 112）が引用されている。

¹²⁾ Lev（2001）は、認識アプローチに関連して、「現在のGAAPは基本的には、事実上すべてのインタンジブルズを、資産としての認識範囲から除外している。これには、内部で創出したインタンジブルズ…（中略）…が含まれる。これらのインタンジブルズを資産として広範に否定しているため、貸借対照表で提供される情報の質が損なわれているのである。さらに重大なのは、利益測定に及ぼす影響である。…（中略）…。したがって、必要なことは、財務報告書での資産の認識を大きく拡張することである。」（Lev 2001, 123；広瀬・桜井監訳 2002, 141）と述べている。

(のれんを除く)」に関するセッションを開いている。同年12月のセッションでは、「**本プロジェクトを審議事項に加えない**」との決定が下されている (IASB website)¹³⁾。とはいえ、本審議提案 (agenda proposal) で示された資料は、自己創設無形資産に係る当初の会計処理について多くの示唆をなす。

第1に、目的適合性や信頼性 (表現の忠実性) の規準に照らせば、IAS 38における多くの現行規定は適当ではないと指摘されている (IASB 2007c, par. 48)¹⁴⁾。

さらに、自己創設無形資産に関連して、IAS 38の開示規定は認識されているか否かに関わらず、利害関係者が企業評価において十分な情報を提供していない点や、多くの自己創設無形資産の認識を禁止している点を批判している (IASB 2007c, par. 48)。とくに、自己創設無形資産の認識が認められていない点に関しては、(IAS 16の下での) 自家建設の有形資産の認識と整合的でなく、企業結合で取得された無形資産の認識とも整合的でない点が指摘されている (IASB 2007c, par. 48)。かかる批判は、自己創設無形資産に係る無形資産会計プロジェクトを開始する1つの論拠を提示するものであるといえよう。

第2に、IASB (2007c, par. 12) では、IASBのデュー・プロセス・ハンドブック (IASB 2006a, par. 21) の規定に基づき、審議事項が利用者のニーズに合致するかを判断している。すなわち、①「情報利用者にとっての目的適合性及び提供され得る情報の信

頼性」、②「利用可能な現行のガイダンス」、③「さらなるコンバージェンスの可能性」、④「開発される基準の特質」、及び⑤「資源上の制約」である (IASB 2006a, par. 21)。紙幅の制限から結論のみに言及すると、前記①～④の規準は満たされているものと捉えられている一方、前記⑤については「提案規準に対する我々の評価に基づけば、無形資産プロジェクトは、かかるプロジェクトに付託するための資源が利用可能になれば、当審議会の審議事項にすぐにも加えるべきである。… (中略) …。当審議会が現時点でかかるプロジェクトに着手するために資源が利用できないと判断するのであれば、本プロジェクトは資源が利用可能になるまで延期することを選好するであろう」という見解を示している (IASB 2007c, pars. 2-5 and 7)。ゆえに、本プロジェクトが審議事項から外された理由として、前記⑤「資源上の制約」がボトルネックの1つとして大きく働いていたものと考えられる。

第3に、1月の審議提案資料 (IASB 2007c, pars. 3-5) では、無形資産に係る既存の規定を短期間で改善すると期待される最も可能性の高いものとして、次の4つが挙げられている。すなわち、①企業結合以外で取得される無形資産に係る当初の会計処理 (自己創設無形資産及び個別に購入される無形資産)、②企業結合で取得される無形資産に係る当初の会計処理、③無形資産に係る当初後の会計処理、及び④のれんに係る当初及び当

¹³⁾ IASB ウェブサイトによれば、2011年2月10日現在、「当審議会は、2011年に将来の審議事項を検討するに当たって、当該プロジェクトを再開するかどうかを検討するであろう。」と述べられている。

¹⁴⁾ IASB (2007c) は、Lev (2001, 95-102; 広瀬・桜井監訳 2002, 111-117) を参照している。次の引用文を参照されたい。「IAS 38は、資産の定義や認識規準を満足する項目の認識を要求しておらず、適切な補足的情報の開示を要求していない。このことは、無形資産集約的企業の組織的過小評価ないし不十分な情報に基づく投機、及びインサイダー取引をもたらす。」(IASB 2007c, par. 48)。

図表3 無形資産プロジェクトの範囲とその技術的目的

		本プロジェクトの技術的目的					
		認識			開示		
		測定		表示及び開示	定性的情報	定量的情報	
		原価	公正価値			原価	公正価値
本プロジェクトの範囲	当初及び当初後の会計処理						
	A：自己創設される場合						
	個別の計画から生じる場合						
	研究開発（IAS 38 で定められたもの）						
	進行中						
	契約又は他の法的権利（たとえば、特許）						
	製造販売の独占権を持つ技術（たとえば、機密の公式）						
	その他						
	進行中						
	契約又は他の法的権利						
	製造販売の独占権を持つ技術						
	関係（たとえば、顧客リスト）						
	個別の計画以外から生じる場合						
	契約又は他の法的権利						
	製造販売の独占権を持つ技術						
	関係						
	B：個別に取得される場合、1つないし複数の非貨幣性資産との交換により取得されるものを含む						
	C：政府補助金で取得される場合						
	D：事業ではなく一まとまりの資産ないし純資産で取得される場合						
	当初後の会計処理						
E：企業結合で取得される場合							

(出典：IASB 2007c, 47 より筆者が引用したものである。)

初後の会計処理である（IASB 2007c, pars. 3-5）。このうち、前記②および④は他の企業結合会計基準プロジェクトにおいて検討されたばかりであることを理由として、前記①と③のみを検討対象としている。【図表3】は、無形資産プロジェクトの範囲とその技術的目的を要約的に示したものである（IASB 2007c, 47）。かかる図表から、当初及び当初後の会計処理のA～Dと、当初後の会計処理のEにおいて、それぞれの認識及び開示双方の検討課題について検討しようとしていたことが確認できる。

このように、IASB 審議提案では、資源上

の制約がクリアされれば、自己創設無形資産に係る当初の会計処理を含む「無形資産プロジェクト（のれんを除く）」をIASB 審議事項に追加すべきではないかという認識が示されていたことを明らかにした。

IV. 自己創設無形資産会計に係る当初の会計処理—AASB 討議資料第138号に焦点を当てて

2008年10月、AASBは、前述のIASB 審議提案を受ける形で、AASB 討議資料第

138号を公表している。本資料は、2007年12月のセッションで行われたIASB審議提案の資料の1つである「草案の予備的な技術的資料」の内容を包摂している（IASB 2007¹⁵⁾ c)。本資料では、自己創設無形資産に係る当初の会計処理が対象とされており、当初と当初後との対象範囲の差異を区別している。すなわち、自己創設無形資産に係る当初の会計処理では、「その創造の開始時に始まって、その創造の完了（または中止）するまでに生じる」ものが対象となる（AASB 2008, par. 11¹⁶⁾）。

4.1 定義・識別規準—「仮定の企業結合に基づく技法」の採用

AASB (2008) での定義・識別に関する議論は、次のように要約することができる。

- (1) 資産や無形資産の定義及び識別可能性の概念について、IASB (2001) 「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(IASB フレームワーク) や IAS 38, IFRS 3 「企業結合」規定を踏襲していること (AASB 2008, par. 66)
- (2) 資産の識別方法として無形項目の創出方法は適当ではないこと (AASB 2008, par. 66)
- (3) 無形項目に係る資産判定の規準として、「仮定の企業結合に基づく技法」の採用

(AASB 2008, par. 66)

まず前記(1)について、AASB (2008, pars. 29-34 and 38) は、自己創設無形資産が資産の定義を満たしているかに依拠するのではなく、「過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が流入すると期待される資源である」か否かを判断基準とするよう求めている¹⁷⁾。

つぎに、前記(2)について、AASB (2008, pars. 41-51) は、自己創設無形資産を識別する事象の有無を検討するに当たって、自己創設無形資産を大きく「計画に基づく (planned) 自己創設無形資産」と「意図せざる (unplanned) 自己創設無形資産」に分類している。前者は当該資産を生み出すという主目的をもった個別の計画から創出されるのに対して、後者は事業の日々の活動から生ずる他の自己創設無形資産をいう (AASB 2008, par. 41)。

自己創設無形資産は、研究開発やブランド開発など当初から当該資産を認識する目的で実施される計画に基づいて創出される場合もあれば、「意図せざる自己創設無形資産」のように個別の計画以外からも創出されるケースもある (AASB 2008, pars. 46-47, and 50¹⁸⁾)。ゆえに、AASB (2008, par. 51) は、「企業がある識別可能な自己創設無形資産が存在することを発見する特定の事象は存在し

¹⁵⁾ 本討議資料の目的は、「無形資産に係るIASB基準の改善に寄与すること」であると述べられている (AASB 2008, par. 6)。

¹⁶⁾ 当初後の会計処理には、測定問題（減損問題を含む）や表示問題（とくに、包括利益計算書での表示方法）という複雑かつ難解な問題が含まれるとされる (AASB 2008, par. 11)。

¹⁷⁾ Upton (2001, 70) では、「資産の定義に基づけば、項目が企業結合または他の取得で取得されるとなぜ資産であり、内部で創出されるとなぜ資産ではないのかについて、どのような合理性が存在するのであろうか。… (中略) …。ある項目が資産の定義を満足するならば、企業がいかにして当該資産を支配するようになったのかは問題ではない。他企業との取引（各アイテムの購入ないし企業結合）は、資産が存在するのであろうという証拠を提供する。とはいえ、企業が資産を取得ないし創出できる方法は1つではない。仮にそうであれば、自家建設の有形資産は決して認識規準を満たさないであろう。」と述べられている。

ないであろう」と述べている。すなわち、**自己創設無形資産の創出方法は、当該資産を識別する方法として適切ではない**、と結論づけているのである。

最後に、前記(3)について、AASB (2008, par. 52) は、IAS 38/IFRS 3 で定められた自己創設無形資産を識別するための技法として、企業が報告日に当該無形資産の取得者であるとの仮定に基づいた「**仮定の企業結合に基づく技法**」(a technique based on a hypothetical business combination) を提唱している。この技法のメリットは全体的視点から資産の識別を容易にすることであり、この技法以外のピースミール・アプローチを採ることによって生じる一部の資産を見落とすリスクを回避できる点にあるとされる (AASB 2008, par. 52)¹⁹⁾。

このように、AASB (2008) は、自己創設無形資産に対して無形項目の創出方法を否定し、資産の定義に依拠するよう求めており、さらに、**自己創設無形資産の識別規準**として、「**仮定の企業結合に基づく技法**」を提案していることが明らかにされた。

4.2 当初認識規準—「仮定の企業結合に基づく技法」の採用

つぎに、「**仮定の企業結合に基づく技法**」が当初認識に適用できるか否かが問題となる。

AASB (2008) は、「原価モデル (cost-based model)」と「評価モデル (valuation-based model)」の2つのモデルにおいて、IASB フレームワーク/IFRS 3 の認識規準が自己創設無形資産に適合可能か否かを検討している。ここで原価モデルとは、「企業によって負担される費用の帰結 (取得原価) に係る会計処理を強調するもの」をいうのに対して、評価モデルとは、「その価値が起因する費用から生じるかどうかにかかわらず、時価 (及び価値の変動) に係る会計処理を強調する」ものをいう (AASB 2008, par. 71)。

当初認識に関する議論は、主に次の4点に要約することができる。

- (1) 認識規準として、IASB フレームワーク/IFRS 3 の規定を踏襲していること (AASB 2008, pars. 69 and 91 ; IASB 2001, par. 83)²⁰⁾
- (2) 原価モデルでは、IASB フレームワークの認識規準に依拠すれば、一定の条件を満たす計画に基づく自己創設無形資産のみが認識の対象となること (AASB 2008, par. 87)
- (3) 評価モデルでは、「仮定の企業結合に基づく技法」に依拠して、IFRS 3 の下で取得されれば認識される自己創設無形資産については、資産として認識すべきであること (AASB 2008, par. 112)

¹⁸⁾ これ以外にも、個別の計画の下で自己創設無形資産を開発する過程で中間資産として生じるケースや、当初の計画が修正されても存在し続ける可能性があるケースもある (AASB 2008, pars. 48-49)。

¹⁹⁾ 自社の自己創設無形資産をこの方法を用いて識別することは、企業結合時に潜在的子会社の無形資産を識別することに比べれば、比較的容易であると認識されている (AASB 2008, par. 53)。さらに、「IFRS 3 (及び IAS 38) で規定された企業結合で取得される無形資産の存在を識別及び記述するための原則及び指針は、自己創設無形資産が存在するかどうかの判断に採用することができる」と述べられている (AASB 2008, par. 66)。

²⁰⁾ IASB フレームワーク (par. 83) では、資産の認識規準として、「構成要素の定義を満たす項目は、次の場合に認識しなければならない。(a)当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入する… (中略) …可能性が高く、かつ(b)当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有している場合」と規定されている。

(4) 「仮定の企業結合に基づく技法」の他に、実務負担のより少ない識別技法があるものの、それには重大な概念的欠陥が存在することが指摘されていること (AASB 2008, par. 113)

このうち、前記(2)について、原価モデルでは、「IASB フレームワークの認識規準は、当初に資本化される自己創設無形資産に起因する費用に帰着するであろう」と述べられている (AASB 2008, par. 75)²¹⁾。すなわち、自己創設無形資産の開発計画のうち、成功裏に実行され、かつ完了した個別の計画のケースのうち、将来の経済的便益の蓋然性が高く、信頼性をもって測定できる場合のみ、自己創設無形資産に関連して資本化された費用が資産として認識される (AASB 2008, pars. 77-79)²²⁾。

他方、前記(3)について、AASB (2008, pars. 96 and 113) では、概念上、企業結合での枠組みは、自己創設無形資産にも技術的に適用可能であると捉えられており、評価モデルでの資産の具体的な認識規準として、「仮定の企業結合に基づく技法」が提案されている。IFRS 3 の規定は公正価値のみに言

及しており、評価モデルと整合的である (AASB 2008, par. 72 (b))。さらに、評価モデルでは、IFRS3 (par. BC126) や IAS38 (par. 35) の規定と同様、公正価値測定が含意されており、「蓋然性の高い将来の経済的便益」や「信頼性ある測定」に関連した資産の認識規準は屋上屋を重ねることから求められていない (AASB 2008, par. 92)²³⁾。

また、前記(4)について、仮定の企業結合に基づく技法に代えて、より負担の少ない2つのアプローチが考えられる。すなわち、1つは「指標に基づく技法」によるアプローチであり、もう1つは「個別の計画で指定される場合のみ認識する方法」である (AASB 2008, pars. 108 and 110)²⁴⁾。両アプローチは、仮定の企業結合に基づく技法よりもコストの面で利点があるとはいえ、概念上の問題が残されている (AASB 2008, pars. 109 and 111)²⁵⁾。かかる理由から、仮定の企業結合に基づく技法が支持されている。

このように、AASB (2008) は、自己創設無形資産の当初認識の規準として、評価モデルにおける「仮定の企業結合に基づく技法」が支持されていることが明らかにされた。

²¹⁾ IAS 38 (par. 58) では、特定の要件が満たされる場合に開発費の資本化を求めているが、AASB (2008, par. 84) では、「失敗に終わった」計画からは、蓋然性の高い将来の経済的便益の発生を認めていない。

²²⁾ 原価モデルでは、具体的な認識規準として、「自己創設無形資産を創出するべく実行されているか、または実行された個別の計画」という意味をなす指針が役立つとされる (AASB 2008, pars. 85 and 87)。

²³⁾ IFRS 3 (par. BC 126) では、「改訂 IFRS 3 には、蓋然性の認識規準が含まれておらず、よって経済的便益の流入… (中略) …の蓋然性の程度にかかわらず、認識企業は取得した識別可能な資産… (中略) …を認識しなければならない。」と規定されている。IAS 38 (par. 35) では、「企業結合で取得した無形資産が分離可能であるか又は契約その他の法的権利から発生している場合には、当該資産の公正価値を信頼性をもって測定するのに十分な情報が存在する。」と規定されている。

²⁴⁾ 指標に基づく技法とは、「報告日において認識を検討すべき自己創設無形資産が存在することを示唆する何らかの指標が存在する場合に限って用いられる技法」をいい、個別の計画で指定される場合のみ認識する方法は、認識を検討すべき自己創設無形資産が開発段階にあるか、または個別の計画の完了ないし中止により生じた場合に限って用いられるとされる (AASB 2008, pars. 108 and 110)

4.3 当初測定規準—「公正価値測定」の採用

当初測定に関して、原価モデルと評価モデルの2つのモデルを比較・対比する形で分析がなされている。当初測定に関する議論は、次のように要約することができる。

- (1) 原価モデルでは、計画に基づく自己創設無形資産では、計画の実行が開始されてから完了または中止されるまでの間に、その取得原価が信頼性をもって測定できるのに対して、意図せざる自己創設無形資産では、信頼性ある帰属可能な費用に関する基礎がないため、その測定属性として取得原価は適切でないこと (AASB 2008, par. 134)
 - (2) 評価モデルでは、IFRS 3の仮定 (企業結合で取得される同一種類の無形資産の公正価値は信頼性をもって測定可能であること) が成り立つ範囲であれば、自己創設無形資産は公正価値で信頼性をもって測定することが可能であり、SFAS 157が自己創設無形資産の公正価値決定における基礎を提供すること (AASB 2008, par. 171)²⁶⁾
 - (3) 原価モデルと評価モデルを比較した結果、自己創設無形資産は当初に公正価値で測定するよう求められており、公正価値に代えて原価を採用するという選択肢は認められないこと (AASB 2008, par. 190)
- 前記(1)について、自己創設無形資産に関連した特定の原価に関して、当該原価の当初の

会計処理方法として、次の5つの代替的処理方法を挙げている。すなわち、①即時かつ永久に費用化する方法、②当初に費用化され、当初後に識別される帰属可能な資産に戻し入れる方法、③当該資産が成功裏に完成することが期待される間は帰属可能な資産に資本化するが、当初後に失敗と判明した時点で費用化する方法 (サクセスフル・エフォッツ・メソッド法)、④資産の完成について技術上及び商業上の実行可能性が証明できなければ費用化され、証明できる場合には資本化される方法 (IAS 38の現行規定)、及び⑤帰属可能な資産に資本化する方法 (減損テストの実施)、である (AASB 2008, par. 126)。前記①～⑤について検討した結果、前記①～④は「本討議資料で既述した結論と整合的ではない」のに対して、「ある資産が創出されている場合、当該資産に関連する個別の計画が完了ないし中止されるまでに費用を資本化し、必要に応じて回収可能額まで減損させることが適切である」との理由から、前記⑤が採用されている (AASB 2008, pars. 127-128)²⁷⁾。この結論は、原価モデルの下での当初の会計処理に整合的である。

他方、前記(2)について、2006年11月、IASBは討議資料「公正価値測定」を公表するなど、現在、IASB公正価値測定プロジェクトが進行中である²⁸⁾。同プロジェクトは、米国財務会計基準審議会 (FASB) 基準書第157号 (SFAS 157) 「公正価値測定」を起点

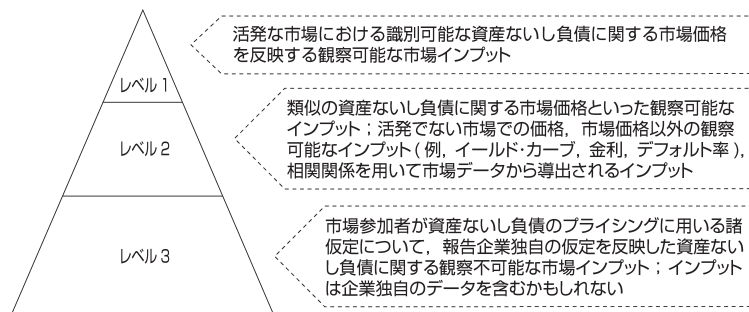
²⁵⁾ 前者のアプローチの短所として、「IASBフレームワーク/IFRS 3の認識規準を満足する特定の自己創設無形資産を認識しないというリスクがある」ことや「外部指標がない場合、識別/認識が経営者の行動に依存するため、企業間で比較可能性が損なわれる」ことが、後者のアプローチの短所として、「意図せざる自己創設無形資産の認識の可能性が否定されている」ことが指摘されている (AASB 2008, pars. 109 and 111)。

²⁶⁾ 2011年2月10日現在、IASBでは、公正価値測定プロジェクトは進行中である。

²⁷⁾ 詳細は、(AASB 2008, par. 127) を参照のこと。

²⁸⁾ 国際会計基準における公正価値会計の系譜と適用形態については、古賀 (2008 a) を参照されたい。

[図表 4] 公正価値測定の実ラルキー



（出典：Wilson 2007, 203 より筆者が加筆・修正の上、引用したものである。）

としている（IASB 2006b, par. 2）²⁹⁾。そこで AASB（2008, pars. 151-157）は、IASB 公正価値測定基準が適用できるかを考察するために、「SFAS 157で規定されたレベル1～レベル3インプットを特定の自己創設無形資産（または1つないし複数の自己創設無形資産を含むグループ資産）の公正価値を決定するために利用可能であるか」を検討している（【図表4】を参照されたい）³⁰⁾。

第1に、AASB（2008, pars. 140-150）では、IAS 38の規定は、SFAS 157における公正価値測定の実ラルキーに関する規定と広い意味で同一であると解釈されており、SFAS 157の規定は、IASBの自己創設無形資産の公正価値測定の実ラでも利用できるとの認識に立っている。

第2に、AASB（2008, pars. 153 and 157）は、IAS 38（pars. 35-37）の規定から、「IAS 38は企業結合で取得される無形資産の測定に関する要件を規定する上で、当該無形資産が分離可能であるかまたは契約その他の

法的権利から発生するあらゆる状況において、公正価値の測定値が信頼性をもって決定できる」と指摘するとともに、「レベル1やレベル2インプットが一部の自己創設無形資産で現在入手可能でなくても、市場の発展に伴って無形資産の新しい市場が生じるであろう」といった論理を展開している³¹⁾。かかる指摘や論理展開から、自己創設無形資産は当初に公正価値で測定することは可能であるとの結論が導き出されている。

また、前記(3)について、自己創設無形資産を原価または公正価値のいずれの測定属性を用いて測定すべきかについて、①原価と公正価値の選択適用、②原価、及び③公正価値の3つのケースについて分析がなされている（AASB 2008, pars 173-192）。前記(2)の結論と整合して、「自己創設無形資産は、財務報告の意思決定有用性を促進するため、公正価値で当初に測定する」よう求めており、「公正価値の代わりに原価を採用する選択肢は認められるべきではない」と結論づけてい

²⁹⁾ IASB（2006b）については、上野（2009）を参照されたい。

³⁰⁾ SFAS 157については、浦崎（2009）を参照されたい。古賀（2004, 19-20）は、公正価値測定の実ラ層図について議論しているので、参照されたい。

³¹⁾ IASB 公正価値測定プロジェクトが完了するまで、IFRS 3の規定に従うとされる（AASB 2008, par. 171）。

³²⁾
る。

このように、AASB (2008) は、**自己創設無形資産の測定規準**として、「**仮定の企業結合に基づく技法**」に依拠した**公正価値測定**を支持していることが明らかにされた。

4.4 当初表示・開示規定—「認識アプローチ」vs.「開示に限定した報告アプローチ」

最後に、AASB (2008) は、当初表示・開示について分析している。当初表示・開示に関する主たる議論は、次のとおりである。

- (1) IAS 1 の規定は、自己創設無形資産に適用可能であること (AASB 2008, par. 203)
- (2) 認識される自己創設無形資産について、IAS 1 の規定に加えて、原価モデル及び評価モデルともに追加の補足的開示が求められていること (AASB 2008, pars. 214, 225 and 232)
- (3) 関連する認識規準を満たさない自己創設無形資産について、追加の補足的開示が求められていること (AASB 2008, par. 240)
- (4) 開示に限定した報告アプローチは、認識の代用品として適当ではなく、認識アプローチが選好されていること (AASB 2008, par. 258)

まず、前記(1)について、AASB (2008, pars. 197-200 and 203) では、IAS 第1号「財務諸表の表示」(IAS 1) (pars. 54 (c), 55, 57-58, 112 (c), and 122) の規定やIASB フレームワーク (par. 21) の規定から、IAS 1 の現行の報告規定は自己創設無形資産の表示・開示にも適用することができる**と結論づけている**。

つぎに、前記(2)について、AASB (2008, par. 204) では、前記(1)の結論にもかかわらず、「一部の状況では、IAS 1 の規定を自己創設無形資産に適用することは、利用者にとって必ずしも十分な情報の提供を促進するわけではないであろう」と指摘している。そこで、原価モデル及び評価モデルのいずれのケースにおいても、他のIASBの基準 (IAS 16, IAS 38, IAS 40, IFRS 6, IFRS 7 など) やSFAS 157 の規定を参照して、若干の追加的開示を求めている (AASB 2008, pars. 205 and 216)³³⁾。

前記(3)について、AASB (2008, par. 240) では、IASB フレームワーク (par. 21), IFRS 3 (par B64 (e)), 及びIAS 38 (par. 128 (b)) の各規定を参照して、関連する認識規準を満たさないものについては、「当該資産の説明と当該資産が関連する認識規準を満たさない理由を開示するよう求められな

³²⁾ AASB (2008, par. 188) では、「当該アプローチの概念的基礎にかかわらず、利用者や経営者は特定の状況に応じて、自己創設無形資産に対する一方の可能性あるアプローチよりもう一方の可能性あるアプローチを**選好するインセンティブをもつ**」ことがあると指摘されている。

³³⁾ 原価モデルでは、「報告期間に発生した費用の金額と財務諸表に表示される自己創設無形資産の簿価で認識される金額及び採用される会計方針」の開示が求められるのに対し、評価モデルでは、「当該資産の公正価値が観察可能な価格を参照して直接決定されるまたは他の測定技法を用いて見積られる範囲を含む、自己創設無形資産の公正価値決定において適用される方法や重要な仮定」の開示、「仮定の1つまたは複数合理的に可能な代替的仮定に変更すると公正価値が著しく変動する場合、この旨の記述と当該変動の影響」の開示、及び「自己創設無形資産に信頼性をもって帰属可能な原価を総計またはプロジェクトごとのいずれかの基準による開示」、がそれぞれ求められている (AASB 2008, pars. 214, 225 and 232)。

ればならない」と指摘している。

最後に、前記(4)について、AASB (2008, pars. 250-251) では、IASB フレームワーク (par. 82) や IAS1 (par. 18) を引用しつつ、「測定できないものは管理できない」との立場から、「認識は、経営慣行の改善を促進する上で、単なる開示よりもおそらくより効果的」であり、「開示に限定したアプローチは、自己創設無形資産にとって、長期的に適切な会計的解決をなすものではない」と結論づけている (AASB 2008, pars. 251-252)。ただし、認識アプローチの最終的な採用を前提とした中間段階としての開示先行アプローチは、一定の理解が示されている (AASB 2008, par. 253)³⁴⁾。

このように、AASB (2008) は、IAS1 の表示・開示規定を踏襲しながらも、より拡充された開示を求める規定を提案するとともに、自己創設無形資産の表示/開示規定として、認識アプローチに立脚した開示を支持していることが明らかにされた。

4.5 小括

IAS 38 では、自己創設無形資産の取り扱いについて部分的な規定があるものの、体系的かつ明確な会計基準は未だ確立されていない。これに対して、AASB (2008) の自己創設無形資産に係る当初の会計処理は、「仮定の企業結合に基づく技法」による認識アプローチの立場から、資産の認識・測定、表示/開示に至るまで、理論的に体系化しようとするものであった。さらに、原価モデルよ

りも評価モデル (公正価値測定モデル) が選好されている点も明らかにした。かかる結論は、本稿の 2.1 で述べた Wyatt and Abernethy (2003) の生産関数を用いた議論とも整合的である。もちろん、当初後の会計処理についても同様の結論が導出される必要がある。しかしながら、AASB の提示した当初の会計処理案は、これまで批判されてきた自己創設無形資産の取り扱いに対して、企業結合時に認識される無形資産と同様に扱うよう求めるものであり、理論的に整合的なモデルを提示している。【図表 3】からも明らかのように、IASB 審議提案では、自己創設無形資産会計の範囲として、当初及び当初後の会計処理について一体的に検討することが提案されていた。かかる意味で、AASB 案は、今後の IASB 無形資産プロジェクトにおいて素案としての意義をもつものであるというのが筆者の見解である。

とはいえ、認識アプローチに基づく基準化に至るまでにはハードルが相当高いことは筆者もよく理解している。もし実践可能性により大きなウェイトを置くのであれば、金融商品の時価会計導入の場合と同様、開示を先行させて当面の解決策を図るという、認識アプローチの最終的な採用を前提とした中間段階としての開示先行アプローチが、次善の策として指摘できよう。

V. おわりに

本稿の要点は、次の 3 点にまとめることが

³⁴⁾ かかる理由として、「(a)自己創設無形資産の識別や測定という考え方に企業になじんでもらうことができること、(b)自己創設無形資産をいつ認識しなければならないかという疑問を解消するのに役立つこと、(c)これ以外の方法では開示されない項目について経験的データを提供可能にすること、及び(d)知識資本や集合的な人的資源のように、資産の定義ないし認識規準を満たさない無形資産項目に関する情報の普及を促進可能にすること」が指摘されている (AASB 2008, par. 253)。

できる。

第1に、Wyatt and Abernethy (2003)の議論から、企業の生産関数において第2次無形投入で生じる中間産出は、自己創設無形資産としての特徴を有することを明らかにした。かかる議論を踏まえて、自己創設無形資産に係る会計問題に対処するアプローチとして、認識アプローチ、開示の拡充化によって対処するアプローチ、及び開示の拡充化を先行した後、認識アプローチに移行する2段階アプローチの3つがある点も明らかにした。

第2に、IASB 審議提案では、資源上の制約がクリアされれば、自己創設無形資産に係る当初の会計処理を含む「無形資産プロジェクト (のれんを除く)」をIASB 審議事項に追加すべきではないかという認識が示されていたことを明らかにした。

第3に、AASB 138 に依拠して、自己創設無形資産に係る当初の会計処理は、資産の認識から測定、表示/開示に至るまで、「仮定の企業結合に基づく技法」による認識アプローチの立場から、理論的に体系化できることを明らかにした。さらに、原価モデルよりも評価モデル (公正価値測定モデル) が選好されている点も明らかにした。

とくに、前記の会計モデルは、企業結合時に認識される無形資産と同様に、自己創設無形資産を当初認識しようとする点に、理論的に優れたモデルである。したがって、貸借対照表上においてこれまでほとんど計上されることがなかった自己創設無形資産について、より多くの認識計上を可能にする新たな道が拓かれたという意味で画期的な提案であるといえよう。もちろん、当初後の会計処理についても、併せて議論される必要があることはいうまでもない。

最後に、本稿の限界として、次の2点が指

摘できる。第1に、自己創設無形資産に係る当初の会計処理のみが対象となっており、当初後の会計処理については検討していない点である。第2に、のれんに係る当初及び当初後の会計処理などについて、本稿では取り扱っていない。これらについては、今回の研究課題と密接に関係する分野であり、今後の研究課題とすることにした。

【参考文献】

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (1994), *Improving Business Reporting - A Customer Focus (a.k.a. The Jenkins report): Meeting the Information Needs of Investors and Creditors: Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting*. (八田進二・橋本尚共訳 (2002), 『アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書事業報告革命』白桃書房。)
- Australian Accounting Standards Board (AASB) (2008), Discussion Paper, AASB 138, *Initial Accounting for Internally Generated Intangible Assets*, AASB website, http://www.aasb.com.au/admin/file/content105/c9/ACCDP_IGIA_10-08.pdf.
- Blair, M. and Wallman, S. (2001), *Unseen Wealth*, Brookings Institution Press. (広瀬義州他訳 (2002), 『ブランド価値評価入門—見えざる富の創造』中央経済社。)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (2001a), *Proposal for a New Agenda Project - Disclosure of Information about Intangible Assets not Recognized in Financial Statements*.
- (2001b), SFAS141 *Business Combinations*.
- (2006), SFAS157 *Fair Value Measurements*.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2001), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- (2003), IAS40 *Investment Property*.
- (2004a), IAS38 *Intangible Assets*.
- (2004b), IFRS6 *Exploration for and Evalu-*

- ation of Mineral Assets.*
- (2005a), IAS16 *Property, Plant and Equipment.*
- (2005b), IFRS7 *Financial Instruments : Disclosure.*
- (2006a), *Due Process Handbook for the International Accounting Standards Board (IASB).*
- (2006b), Discussion Paper, *Fair Value Measurements.*
- (2007a), *Draft Agenda Proposal (Agenda paper 3B)*, Project : Intangible Assets, IASB Website, <http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/8C2CCDCC-3E8E-4A27-9DE7-DF5DE4455F30/IntAs0701b03bobs.pdf>.
- (2007b), *Draft Preliminary Technical Paper (Agenda Paper 3C)*, Project : Intangible Assets, IASB Website, <http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/5EBBDB35-5C4F-4606-BF38-A82A7AE667CA/IntAs0701b03cobs.pdf>.
- (2007c), *Agenda Proposal (Agenda Paper 5A)*, Project : Intangible Assets, IASB Website, <http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/73C77D51-E8DE-4BE7-9D8B-8668193F6BE0/0/AP0712b05aobs.pdf>.
- (2007d), IAS1 *Presentation of Financial Statements.*
- (2008), IFRS3 *Business Combinations.*
- , Work plan for IFRSs “Fair Value Measurement”, IASB Website, <http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Fair+Value+Measurement/Fair+Value+Measurement.htm>.
- , Work plan for IFRSs “Intangible Assets”, IASB Website, <http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Intangible+Assets/Intangible+Assets.htm>.
- Jenkins, E. and Upton, W. (2001), “Internally Generated Intangible Assets: Framing the Discussion”, *Australian Accounting Review*, Vol. 11, No. 2, 4-11.
- Lev, B. (2001), *Intangibles-Management, Measurement, and Reporting*, Brookings Institution Press. (広瀬義州・桜井久勝監訳 (2002), 『ブランドの経営と会計—インタangibleブルズ』東洋経済新報社。)
- Tollington, T. (2002), *Brand Assets*, John Wiley & Sons, Ltd. (古賀智敏監訳・高橋聡・岡本紀明・KPMG ビジネスアシュアランス訳 (2004), 『ブランド資産の会計—認識・評価・報告』東洋経済新報社。)
- Upton, W. (2001), Special Report, *Business and Financial Reporting—Challenges from the New Economy*, Financial Accounting Standards Board.
- Wilson, A. (2007), “Relevance and Reliability of FV Measurement”, *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, (Walton, P. ed.) Routledge.
- Wyatt, A. and Abernethy, M. (2003), “Accounting for Intangible Assets: A Conceptual Framework for Measurement and Reporting on Intangible Assets”, *Intellectual Property Research Institute of Australia Working Paper No. 12/03*, Department of Accounting and Business Information Systems, Faculty of Economics and Commerce, The University of Melbourne.
- 伊藤邦雄 (2008), 「無形資産会計の課題と展望」企業会計, 第60巻第1号, 54-64。
- (2009), 「会計基準のコンバージェンスと会計研究—グローバル無形資産財務報告への布石」企業会計, 第61巻第1号, 32-41。
- 上野清貴 (2009), 「公正価値の概念と測定」企業会計, 第61巻第2号, 58-67。
- 浦崎直浩 (2009), 「概念フレームワークと公正価値会計—測定と開示」『財務会計のイノベーション—公正価値・無形資産・会計の国際化による知の創造』(古賀智敏編著) 中央経済社。
- 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 (2009), 『国際財務報告基準』中央経済社。
- 古賀智敏 (2004), 「公正価値測定の概念的構図と課題」企業会計, 第56巻第12号, 18-24。
- (2005), 『知的資産の会計』東洋経済新報社。
- (2007), 「会計理論の変容と経済的実質主義」会計, 第172巻第3号, 1-14。
- (2008 a), 「国際会計基準と公正価値会計」会計, 第174巻第5号, 1-13。
- (2008 b), 「経済的実質主義会計の認識基点」商経学叢, 第55巻第1号, 53-60。
- (2010), 「最終講演会レジュメ 財務会計のイノベーション—公正価値・無形資産・会計の国際化による知の創造—」2010年1月27日 (於: 神

戸大学)。
武田隆二 (2009), 『最新財務諸表論〈第 11 版〉』中
央経済社。

(付記) 本研究においては、科研費 (若手研究
(B), 研究課題番: 21730388) の支援を受けてい
る。